

## 平成28年第1回南関町議会臨時会

平成28年2月19日  
午前10時00分開議  
於 議 場

### 1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

1番 立山比呂志君

2番 杉村博明君

日程第2 会期決定について

日程第3 議案第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（南関町税  
条例及び南関町税条例等の一部を改正する条例の一部を  
改正する条例）

日程第4 議案第2号 工事請負契約の変更について

### 2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 立山比呂志君

2番 杉村博明君

3番 井下忠俊君

4番 立山秀喜君

5番 境田敏高君

6番 打越潤一君

7番 鶴地仁君

8番 田口浩君

9番 山口純子君

10番 本田眞二君

11番 橋永芳政君

12番 酒見喬君

### 3. 欠席議員なし

### 4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（12名）

町 長 佐藤安彦君 税務住民課長 菅原力君

副町長 雪野栄二君 総務課長 永松泰子君

建設課長 古澤平君

### 5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 寺本一誠君 書記 坂口智美君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 起立、礼、おはようございます。

ただいまから平成28年第1回南関町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（酒見 喬君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、1番議員、2番議員を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期決定について

○議長（酒見 喬君） 日程第2、会期決定についてを議題にします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定しました。

ここで、町長からのあいさつの申し出がありますので、これを許します。

○町長（佐藤安彦君） 皆さま、改めまして、おはようございます。

平成28年第1回南関町議会臨時会の開会において、専決処分の報告及び承認を求めることについて、また工事契約の変更についての御審議をお願いするにあたり、一言御挨拶を申し上げます。

さて、今年も1月の後半には、九州の各地において、これまでにあまり記憶がないような積雪や最低気温を記録するなど、冬場でも異常気象が観測されたところがあります。また、お隣の大牟田市においては、5万5,000世帯の給水が使用できないような二次災害も発生し、自然の力の大きさに驚かされたところでもあります。

本町においても、水道の給水管の破裂などが各地域で発生しておりますが、特別大きな被害にはなっておりません。

しかしながら、季節に関係なく、嚴重な注意が必要なことを改めて考えさせられたところでもあります。

さて、国においては、地方創生に関連しての当初予算等が打ち出されておりますが、町では「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は当然ながら、総合振興計画や過疎地域自立促進計画の策定の時期でもありまして、町の将来を見据えての計画とし

て、まちづくりに取り組んでいかなければならないと考えておりますので、今後とも議員の皆様にも御支援と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

本日は、議案として、南関町税条例及び南関町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、専決処分の報告及び承認を求めることについて、また、松風トンネル改修工事に伴う工事請負変更契約の締結について提案いたしますので、御審議のうえ、御承認賜りますようお願い申し上げまして、臨時会開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

-----○-----

**日程第3 議案第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（南関町税条例及び南関町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）**

○議長（酒見 喬君） 日程第3、議案第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。税務住民課長。

○税務住民課長（菅原 力君） おはようございます。

第1号議案、専決処分の報告及び承認を求めることについて（南関町税条例及び南関町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）を、地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、普通地方公共団体の長は次の議会においてこれを報告し、承認を求めなければならないとなっておりますので、提案するものでございます。

専決第8号、南関町税条例及び南関町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由及び内容の説明を行います。

今回の改正は、平成27年度の税制改正において地方税法等の一部を改正する法律が第189回国会において、平成27年3月31日に可決・成立したことにより条例改正の専決処分を行い、6月議会において専決処分の報告を行い、御承認をいただきました内容及び12月議会におきまして条例改正を行いました内容につきまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の見直しが行われたことによる改正を今回行ったものでございます。

改正の内容につきましては、議案書のとおりでございます。まず、第1条のうち、南関町税条例第51条第2項各号の改定規定中「又は名称、住所、若しくは居所又は事務所又は事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあっては名称、事務所又は事業所の所

在地及び法人番号)」に改めるというもので、6月議会において専決処分の報告を御承認いただいた部分の改正でございます。

次に、第1条のうち、南関町税条例第139条の3第2項第1号の改訂規定中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下、この号において同じ。）又は」を削り、「同条第15号」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削るというもので、この部分が12月議会で改正した部分の改正でございます。番号法の見直しによりまして、税関係の行政手続等で番号が必要であった部分が一部緩和といえますか、見直しが行われたことによりまして、改正前の内容にほぼ戻ったというようなことでの、今回の改正でございます。

また、附則としまして、この条例は公布の日から施行するとなっており、平成28年1月1日からの施行となっております。

いずれの改正も上位法の改正に伴う改正でございます。

以上で、南関町税条例及び南関町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は報告のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第4 議案第2号 工事請負契約の変更について

○議長（酒見 喬君） 日程第4、議案第2号、工事請負契約の変更についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 第2号議案、工事請負契約の変更について、提案理由及び議案の説明をいたします。

この事業は、南関町トンネル維持管理修繕計画に基づく松風トンネルの補修工事でございます。トンネル点検の結果、必要な箇所について補強を行うもので、平成27年9月定例会において議決をいただきました松風トンネル補修工事でございます。

本日提案をいたします工事請負契約の変更は、契約の本文中、工期を議会の議決を得た日の翌日から平成28年2月29日までとしておりましたものを、議会の議決を得た日の翌日から平成28年3月28日までに変更することでございます。契約変更の原因といたしましては、工事中の湧水により、湧水対策工事のため工事が遅れたことによるものでございます。

工事請負契約の一部を変更する仮契約を津留建設株式会社と2月12日に締結をいたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、第2号議案の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。5番議員。

○5番議員（境田敏高君） この第2号議案ですけど、これは工事契約の変更についてでございます。提案理由は工期の変更が必要があるためとうたっておりますけど、これは金額関係は全然動かないんですか。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 金額につきましては、今、モルタルの注入工事を行っております。その工事が終わりました、その後に一応照明工事を行う予定でございます。その照明工事が終わった時点で出来高が出ますので、そこではっきりした金額が出てまいります。以上です。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） よろしければ、この変更がもう工期変更だけじゃなくて、一緒にこの臨時議会でやっぱり金額を提示すべきじゃなかかと私は思いますけど、どうのお考えですかね。今後、私は今からそうしてもらいたいと思いますけど。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 実際、工事につきましては、特に交付金事業につきましては、実際に工事を行った出来高による設計変更を行いまして、その分につきましては請負額に対して割合で最終的な金額を出すということになっておりますので、どうしても工事がある程度、目途が立たないと、金額が出てこないということになりま

す。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） この工期までぴしゃっと分かったら、大体はつきり言うて、私に言わせるなら、どんぶり勘定のような感じがあると思いますよ。やはりせっかくコンサルを何千人か、3,000社ぐらいあると言われてたでしょう、一回。2,500ですかね、そのくらい結構多かですもんね。その中の優秀な人は5、6社ぐらいしか入札で入ってこんどでしょうが。そういう人たちなら、特に立派な人ですから、私は計算ができませんとか、そういうことはなかと申すと思います。よろしければ、出来高がどしこかかるというのは、それは幾らかかるか分らないですよ、極端に言うなら。これは回り回って、私たちの税金ですから、よろしければそのところをぴしゃっと金額をはじいてもらいたいと思います。もう3回目ですから、これで言えませんから、よろしく願いしときます。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） おっしゃるとおりでございますけど、どうしてもこれが工事の出来高が増えても減っても、その工事の内容に、出来高に沿った設計に戻して、設計変更をするということになりますので、どうしても多少の金額の差が出てまいります。今、ほとんどの工事につきまして、必ず変更というのが発生しております。と申しますのが、どうしても金額が大きくても少なくても、工事の実際の行った工事に割り戻した請負設計になりますので、そうした場合、それが例えば1円でも違って、それにつきましては変更契約をするという形を今取っておりますので、そのところはどうか御理解のほうをよろしく願いいたします。

○議長（酒見 喬君） ほかにありませんか。2 番議員。

○2 番議員（杉村博明君） 第2号議案について、総務課長のほうから説明がありましたけど、この契約に関しましての手続き等は総務課でされておりますけど、総務課長のほうは現場は確認、見に行かれたことはありますでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 今回の工事については、見に行ったことはございません。

○議長（酒見 喬君） 2 番議員。

○2 番議員（杉村博明君） この工事契約に変更等が生じた場合には、契約するにあたり、総務課長も現場で一度は確認してするのが当然じゃないでしょうか。いかがですか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） はい。今、杉村議員がおっしゃるとおりでございます、私から提案をさせていただくという以上は、確認をするべきであったというふうに

思います。

○議長（酒見 喬君） 2 番議員。

○2 番議員（杉村博明君） 今後は、このような変更等がある場合には、契約の変更が生じますので、その際は必ず現場を見て、議会で提案するときは確実に自分で把握しておくように、私から以上です。

○議長（酒見 喬君） はい。非常に大事なことだと思います。工事を発注する以上、担当課の課長も、総務課長も現場のことは変更する無しに関わらず、把握しておくべきだと思いますので、今後よろしく願いいたします。

ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第 2 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 2 号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 以上で本会議に付議されました案件はすべて終了しました。

お諮りします。会議規則第 4 5 条の規定によって、議決事件の字句整理を議長に一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。したがって、会議規則第 4 5 条の規定によって処理することにいたします。

これをもちまして、平成 2 8 年第 1 回南関町議会臨時会を閉会します。

起立、礼、御苦勞さまでした。

-----○-----

閉会 午前 1 0 時 2 0 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

南関町議会議長

南関町議会議員

南関町議会議員



南 関 町 議 会 会 議 録  
平 成 28 年 第 1 回 臨 時 会

平成 28 年 2 月 発行

発行人 南 関 町 議 会 議 長 酒 見 喬  
編集人 南 関 町 議 会 事 務 局 長 寺 本 一 誠  
作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス  
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
南 関 町 議 会 事 務 局

〒861-0898 熊 本 県 玉 名 郡 南 関 町 大 字 関 町 1316  
電 話 (0968) 53-1111